

## 業務委託仕様書

### 1 業務委託名

道の駅ならはコワーキングスペース（仮称）空間設計等業務委託

### 2 契約期間

契約締結日から令和4年2月18日(金)まで

### 3 業務の目的

檜葉町は平成27年9月に、東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所事故に伴う避難指示が解除され、町への帰還が開始されたものの、現在、町内居住率は避難指示前の6割程度と帰還者数は停滞しつつあり、町内事業者における町民雇用率は低迷するなど、生産人口の落ち込みが顕著である。

こうした中、当町では、多様な創業・働き方を受け入れ、新たな担い手の流入・定着につなげる次世代型移住促進事業を進めており、ヒトを呼び込む魅力的な会社・シゴトの創出に取り組んでいる。

本事業は、シゴトを行う環境（場所）として、既存施設内にコワーキングスペースの整備を目指すものである。

### 4 業務内容

#### (1) 設置場所について

道の駅ならは 物産館2階

住所：福島県双葉郡檜葉町大字山田岡字大堤入22-1

#### (2) 空間構成について

ア 整備範囲は、別添の平面図で指定している範囲内とすること。

イ 利用者が、快適に利用できる空間として整備すること。

ウ 最大20名程度が利用できるスペースとすること。

エ 整備範囲内において、消防法やその他関係法令を遵守した空間とすること。

オ 現在、整備範囲区域に設置してある備品を引き続き利用した提案も可能とする。

#### (3) 備品整備について

ア 下記に指定する備品を、整備範囲内にすべて設置すること。なお、Wi-Fi 設置工事及び配線工事は、提案内容に合わせ別途町が行うこととする。また、電力を使用する備品のコンセント（その他装備）は、住器に整備されているものとする。

(ア) 4人掛け打ち合わせブース（一式）

- (イ) 1人掛けWEBブース(2台) ※音が外に漏れないものとする。
- (ウ) 利用想定人数に合わせた、テーブル及び椅子
- (エ) コワーキングスペースと明記した立て看板(2台)

イ その他、予算の範囲内で、利用者が快適に利用するための備品を設置すること。

## 5 納入方法

- (1) 納入日時・作業時間等については、事前に町担当者と協議し、町の同意を得た上で実施すること
- (2) 納入までの備品については、受注者で保管すること。

## 6 検査及び引き渡し

納入場所において受注者立会いの上、確認検査を実施し、合格と認めた後に引き渡しを受けるものとする。

## 7 保証

納入完了後の検査合格から1年以内に、正常な使用にも関わらず、物品に不具合が生じた場合は、受注者が無償で納入品の修理又は交換等の処置をすること。

## 8 成果品

- (1) 完成平面図及びパース
- (2) 納入備品一式及び備品台帳
- (3) 会議・打ち合わせ記録簿
- (4) その他、町が必要と認めた書類

## 9 その他

- (1) 備品の搬送、納品、設置、設定等(配管・転倒防止固定等工事が必要なものは原則として工事も含む)は当購入事業に含まれる。よって、受注者の負担においてこれらを実施し、必要な人員も受注者が用意すること。なお、受注者から委託を受けた者が設置等に必要の人員を派遣することは差し支えないが、受注者はこれら人員を監督しなければならないが、これら人員の行為について責任を負うものとする。
- (2) 設置等に当たっては、建物に損傷を与えぬよう十分留意すること。万が一損傷を与えた場合は、修理に要する費用を受注者が負担すること。
- (3) 納品の際に発生する梱包材等は、受注者が責任を持って処分を行うこと。

- (4) 本購入物品の使用者から求めがあった場合には、本購入物品の使用者に対する装置の操作方法及び保守等についての教育を行うこと。
- (5) 履行期限については、現在施工中であるならば交流施設建屋の工事の進捗状況により、変更となる場合もある。
- (6) 本業務を遂行する上で知り得た情報及び本業務に係る内容は、町の許可無く第三者に漏らしてはならない。
- (7) 受注者は、納入した備品一覧と管理番号を記載した台帳を作成し、町に提出することただし、町担当者が作成不要の指示をした場合にはこの限りではない。
- (8) 受注者は、備品に管理シールを添付すること。管理シールには品目番号、分類番号管理課名を記載することとし、当該シールに記載の品目番号は台帳記載の品目番号と照合出来るようにすること。管理シールの仕様及び管理番号の付与ルールについては町担当者の指示に従うこと。なお、シールを張ることがそぐわない備品等については、町担当者と協議の上、管理シールの代替又は添付免除を決定するものとする。
- (9) 本仕様書に定めない事項又は本仕様書に疑義が生じた場合は、両者協議の上決定するものとする。